参考様式第５－１号

佐農第1841号

令和7年3月1日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長　西田　三十五

市町村名 （市町村コード）	佐倉市 (122122)
地域名 （地域内農業集落名）	七曲・西御門・宮内 （七曲・西御門・宮内）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月21日 （１回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢約71歳と高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念される。

水田は、地域の農業者を中心に耕作が行われている。

畑は露地野菜を中心に耕作されているものの、自家消費を目的とした露地栽培も多く、遊休農地が増加傾向にあることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者：25人（うち50歳代以下１人）

主な作物：水稲、露地野菜など

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水田：認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、老朽化した用排水施設の更新を進めるなど、可能な限り経営の安定化を図る。

・畑：新規就農者を受け入れ、担い手への農地集積を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進める。また、担い手への農地集積を進め、遊休農地の発生を抑制する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けを検討、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
経営の安定化を図るため、国等の補助事業の活用も含め、必要に応じた用排水施設の改修に向けて地域の話し合いを進める。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に無し

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう捕獲のための罠を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦農作業への影響が発生しないよう、農道の草刈りや補修等の維持管理を継続して実施していく。
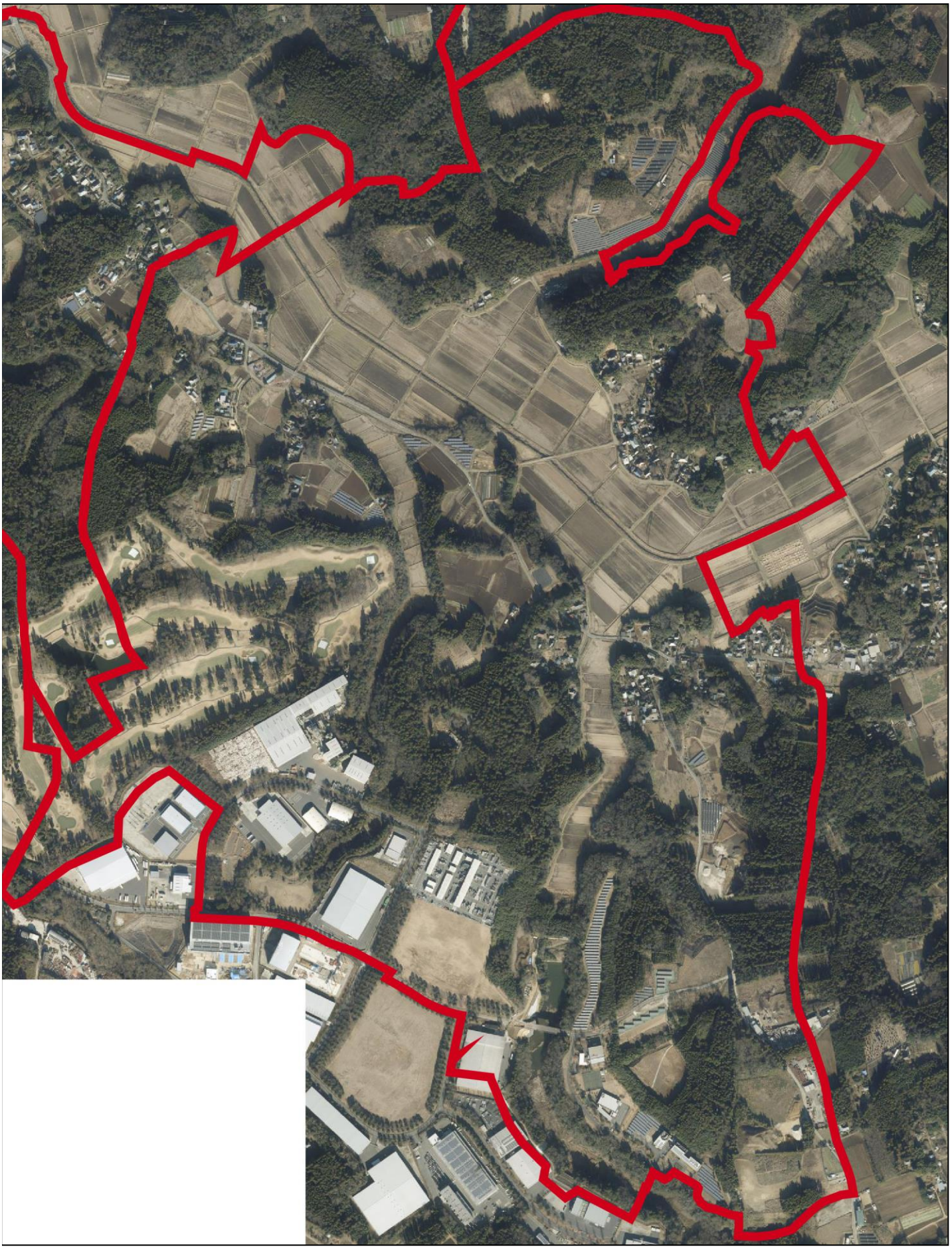
⑧用排水路の老朽化により年々漏水箇所が増えて営農に支障をきたしていることから、用排水管の修繕等を実施するため、地域での話し合いを進める。